

仕 様 書

件名 長崎みなとメディカルセンター ベッドセンター業務委託

平成 30 年 8 月

地方独立行政法人長崎市立病院機構

発注課 地方独立行政法人長崎市立病院機構事務部管理課

ベッドセンター業務仕様書(契約要件)

1. 従事者の資格 各メーカーの点検知識及び技能を有した者が指示監督を行うこと。
2. 従事者の届出 受注者は、業務開始後速やかに契約期間に従事する者（交代従事者を含む。以下「従事者」という。）の名簿を機構担当に提出すること。
3. 業務内容 「ベッドセンター業務仕様書(業務要領)」を参照すること。

4. 費用負担

機構から提供するもの

- (1) 作業場所の使用許可
- (2) 更衣室など共用設備の使用許可
- (3) 業務に必要な設備の提供
 - (ア) 院内連絡に使用する内線（PHSおよびベッドセンター配置の内線）設備
 - (イ) 倉庫管理のための棚および小箱など
- (4) 修理費用の負担
 - (ア) 修理に伴う部品・油脂類
 - (イ) 製造元による修理制限があり、受注者以外の修理業者等が修理を行った場合の修理費用（作業費、出張費、送料、部品費など）
- (5) 業務に必要な消耗品の支給
 - (ア) 清拭用洗剤・清拭用消毒シート・ウエスなど
 - (イ) 機構の感染管理要件を達成するために必要な衛生材料（マスク、手袋、ガウン、手指消毒剤、手洗い石鹸、清拭用消毒剤、手拭ペーパーなど）
- (6) 管理対象品（別紙ベッドセンター業務仕様書(管理対象品)に記載の管理対象品（以下「管理対象品」という。）並びに部品の廃棄費用
- (7) ベッドセンターへの外線設置および使用許可
- (8) 業務に伴う光熱水費

受注者が負担するもの

- (1) 点検・修理作業に使用する工具・測定器
- (2) 管理用PC一式、プリンター、プリンター消耗品、プリント用紙
- (3) 作業時に着用する作業衣など
- (4) 外線工事費、外線インターネット費用
- (5) インフルエンザワクチン接種費用

5. 一般条項

- (1) 受注者は、従事者に対して一定の服装及び名札を着用させること。
- (2) 受注者は、従事者に業務遂行上必要な教育・指導を行うこと。
- (3) 受注者は、従事者に対して常に清潔な作業衣を着用させること。

6. 従事者の健康診断及びワクチン接種等

- (1) 受注者は、本契約期間中、従事者の健康管理に留意し、年1回健康診断を受けさせること。
- (2) 受注者は、従事者にインフルエンザ流行期前にインフルエンザワクチンを接種させること。
- (3) 受注者は、従事者に発熱、発熱を伴う発疹、下痢、嘔吐等、感染症が疑われる症状がある場合は就業を控えさせ、当該症状消失後、医師の承諾を得てから業務につかせること。以上に該当する場合は機構担当に報告すること。
- (4) 受注者は、従事者に業務中の針刺し、切創、血液等の暴露があった場合には、速やかに受診させること。

7. 業務代行 受注者は、従事者が事故、病気又は休暇等により業務に従事できない場合は、直ちに交代従事者を配置するなど、業務に支障を来たさないよう万全な体制を整えておくものとする。支障を来たす恐れのある場合は機構担当に連絡し対応を協議すること。

8. 災害時勤務体制

- (1) 受注者は、機構が災害拠点病院であることに十分留意するものとする。
- (2) 受注者は、災害発生時に、機構職員と協力・連携していくものとする。
- (3) 受注者は、管理責任者を通じ、災害時における具体的な対応を発注者と協議のうえ、決定するものとする。

9. 業務報告 受注者は、業務報告書を週単位で作成し、所定の事項を記録して機構担当に提出すること。

10. 秘密保持義務

- (1) 機構・受注者は、本契約の遂行上知り得た相手方の技術上、業務上の秘密を第三者に漏洩してはならないものとする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、秘密には次の各号に該当する情報は含まれないものとする。
 - (ア) 提供又は開示を受けた際、既に受領者が保有していた情報。
 - (イ) 提供又は開示を受けた際、既に公知となっている情報。
 - (ウ) 提供又は開示を受けた後、受領者の責によらず公知となった情報。
 - (エ) 正当な権限を有する第三者から受領者が秘密保持義務を負わずに適法に取得した情報。
 - (オ) 秘密情報によることなく受領者が独自に開発又は取得した情報。
 - (カ) 書面により事前に開示者の同意を得た情報。

11. その他

- (1) 受注者は、言語動作に注意すること。
- (2) 受注者は、従事者の労務災害及び労務管理に関する全ての事項に責任を負うこと。
- (3) 受注者は、発注者の業務の円滑な実施を実現するために、本件業務を実施していることに十分留意するものとし、契約書に記載のない事項で疑義等が生じたときは、双方協議の上、解決するものとする。
- (4) 機構の感染管理教育・指針に従事者と共有し、感染対策に努めるものとする。

以上